

## 平成27年度 第4回庁議要旨

日時：平成27年5月18日（月）

午前9時～

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 平成27年国勢調査石巻市実施本部の設置について（総務部）

国勢調査の円滑かつ効果的な実施体制を整備するため、平成27年国勢調査石巻市実施本部を設置するもの。

##### (1) 主な内容

###### ア 組織

本部に次の職員を置く。

- ① 本部長：副市長
- ② 副本部長：総務部長
- ③ 副本部次長：総務部次長
- ④ 参 与：総合支所長、復興政策部地域協働課長、総務部秘書広報課長、人事課長、管財課長、生活環境部市民課長、福祉部生活再建支援課長
- ⑤ 事務局長：総務課長
- ⑥ 事務局次長：総務課統計担当課長補佐
- ⑦ 調査部長：総務課長及び総合支所地域振興課長
- ⑧ 調査部次長：総務課統計担当課長補佐及び総合支所地域振興課統計担当課長補佐
- ⑨ 班長及び班員：総務課統計担当職員及び総合支所地域振興課統計担当職員

###### イ 本部会議

- ① 本部会議は、調査に関する重要事項の審議及び連絡調査を行うこととし、必要に応じて本部長が招集する。
- ② 本部会議は、本部長、副本部長、副本部次長、参与、事務局長、事務局次長、及び調査部長をもって構成する。

##### (2) 今後の予定

- ・ 平成27年国勢調査石巻市実施本部設置要領を平成27年5月18日施行
- ・ 第1回平成27年石巻市実施本部を平成27年6月1日に開催

#### 2 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館に係る指定管理者制度の導入及び指定管理者の指定について（総務部）

石巻市復興まちづくり情報交流館中央館の運営に市民や専門家の意見を反映し、より質の高い情報を発信するため、指定管理者制度を導入しようとするもの。

##### (1) 主な内容

以下のとおり復興まちづくり情報交流館中央館にかかる指定管理者を指定する。

施設名 石巻市復興まちづくり情報交流館 中央館

所在地 石巻市中央二丁目8番11号

選定候補者 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会 代表 後藤 宗徳

事務局 一般社団法人石巻観光協会

〒986-0826 石巻市鑄銭場 8-11 TEL:0225-93-6448

指定期間 平成27年9月1日から平成30年3月31日まで

選定方法 非公募

選定理由 運営協議会は、街づくり等に関連する団体から選出された者が中心となって設立された団体であり、情報交流館の管理運営に市民や専門家等の意見を反映し、より質の高い情報発信・交流が可能となる。また、周辺施設との連携もスムーズに行うことができる。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年市議会第2回定例会に指定管理者の議案及び指定管理料補正予算を提案
- ・ 平成27年9月1日指定管理開始

**3 地方税法等の一部改正に伴う固定資産税に係るサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対する固定資産税の減額措置等について（財務部）**

平成27年度税制改正において、新たにわがまち特例の対象資産が追加されたことから、市税条例等に規定するもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市市税条例関係（固定資産税関係）

- ① 管理協定が締結された津波避難施設に係る特例措置（課税標準となる価格を1/2の額とする。）
- ② 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置（税額の2/3に相当する額を減額する。）
- ③ 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等にかかる特例措置について、わがまち特例が導入された。石巻市は現時点で次の①及び②の地域には該当していないが将来を見据え定めるもの。
  - ・ 都市再生緊急整備地域内の特例割合（課税標準額となる価格を3/5の額とする）
  - ・ 特定都市再生緊急整備地域内の特例割合（課税標準額となる価格を1/2の額とする。）

イ 石巻市都市計画税関係

固定資産税と同様の措置を講じる。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年石巻市議会第2回定例会に議案提出
- ・ 施行予定日は公布の日

**4 字の区域の変更について（産業部）**

（仮称）須江産業用地を本年9月から分譲（賃借）開始するにあたり、地目変更、合分筆等の登記手続きを速やかに行うため、当該事業区域内に存在する字（字壘石前、字寺前、字沢尻、字相野佐野）の表記を統一する必要があることから、事業区域内の字の一部を変更しようとするもの。

(1) 主な内容

事業区域内の石巻市須江字壘石前、字寺前、字沢尻、字相野佐野の4つの字のうち、字

寺前、字沢尻、字相野佐野のそれぞれの一部の区域を、字畳石前の区域に編入する。

区域を変更する 字 名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
須江字 畳石前	須江字 寺前	84の1、85、86
	須江字 沢尻	64の1、65から77まで、78の1、79の1、 80の1、81、82及びこれらの区域に隣接介在する 道路、水路である公有地の一部
	須江字 相野佐野	1から11まで、24の1及びこれらの区域に隣接介在 する道路、水路である公有地の一部

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年6月 字の区域変更について市議会第2回定例会に議案提案
- ・ 平成27年9月 (仮称) 須江産業用地一部供用開始
- ・ 平成28年4月 (仮称) 須江産業用地全面供用開始

5 石巻市水産加工業従業員宿舍整備事業費補助金交付制度の創設について (産業部)

東日本大震災により被害を受けた本市の基幹産業の水産加工業の生産能力向上のため、中小水産加工業者等が実施する従業員確保 (外国人実習生含む) のための宿舍整備を宮城県と協調して支援することにより、水産加工業の復興を促進するもの。

(1) 主な内容

宮城県による水産加工業従業員宿舍整備事業費補助金の交付決定を受け、従業員確保のための宿舍整備を行う中小水産加工業者事業者等に対し、事業者が自己負担することとなる金額 (県事業における対象経費の1/2、上限額20,000千円) について、その1/2以内を補助するもの (上限額10,000千円)。

市補助金 = (補助対象事業費 - 県補助金 (補助率1/2)) × 市補助率1/2

※県・市の補助率を合算すると、全体の補助率は3/4 (75.0%) となる。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年5月 宮城県水産加工業従業員宿舍整備事業費補助金交付要綱制定
- ・ 平成27年5月下旬 県において、事業者を募集 (6月下旬まで)
- ・ 平成27年6月 補正対応による予算措置及び要綱制定
- ・ 平成27年7月中旬 県において、県補助交付事業者を決定
- ・ 平成27年7月下旬 県補助金交付決定事業者から、市補助交付事業者を決定

[報告事項]

1 津波避難ビルの指定について (総務部)

本市の津波避難困難区域において、津波から市民の安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、津波避難場所を整備している。津波避難施設を整備することで、本市の防災対策の推進を図るとともに、避難ビルに指定し補助金を交付することで、早期に復旧を目指す民間事業者の一助として、併せて本市の産業復興を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 津波避難ビル (第12号) の概要

所有者 株式会社ヒューネッツ 代表取締役社長 清水 明義  
施設名 アムズガーデン石巻湊店立体駐車場  
住 所 石巻市湊字根上り松1番地1  
構 造 鉄骨造高床式平屋建  
避難スペース 2, 145㎡  
収容人員 収容人員 2, 122人（従業員を除く）  
管理協定締結日 平成27年4月14日  
周 知 市報5月15日に掲載  
市ホームページに掲載

② 津波避難ビル（第13号）の概要

所有者 石巻市長  
施設名 石巻市宮吉野町復興住宅 1・2・3号棟  
住 所 石巻市吉野町1丁目地内  
構 造 RC造  
避難収容人数 算定収容可能人数 3棟合計 466名  
指定日 平成27年4月30日  
周 知 市報に掲載予定  
市ホームページに掲載予定

③ 津波避難ビル（第14号）の概要

所有者 石巻市長  
施設名 石巻市宮黄金浜第一復興住宅 1・2号棟  
住 所 石巻市渡波字黄金浜160  
構 造 RC造  
避難収容人数 算定収容可能人数 2棟計 647名  
指定日 平成27年4月30日  
周 知 市報に掲載予定  
市ホームページに掲載予定

2 石巻消防署西分署の開庁（運用開始）について（総務部）

震災による仮設住宅の建設や防災集団移転、さらには蛇田地区における人口増加や大型店舗の進出などにより、石巻西部の消防力強化は喫緊の課題であった。これに対し、平成27年5月1日より石巻消防署西分署の運用を開始したものの。

(1) 主な内容

ア 庁舎概要

所在地 石巻市向陽町五丁目12番1号  
電話番号 0225-95-4789  
敷地面積 2, 417.19㎡  
建築面積 604.02㎡  
1階面積 600.00㎡  
2階面積 290.62㎡  
延べ面積 890.62㎡  
構造種目 鉄筋コンクリート造2階建

耐震基準 構造体：I類 建築非構造部材：A類 建築設備：甲類  
 総事業費 590,529,159円（消費税込）

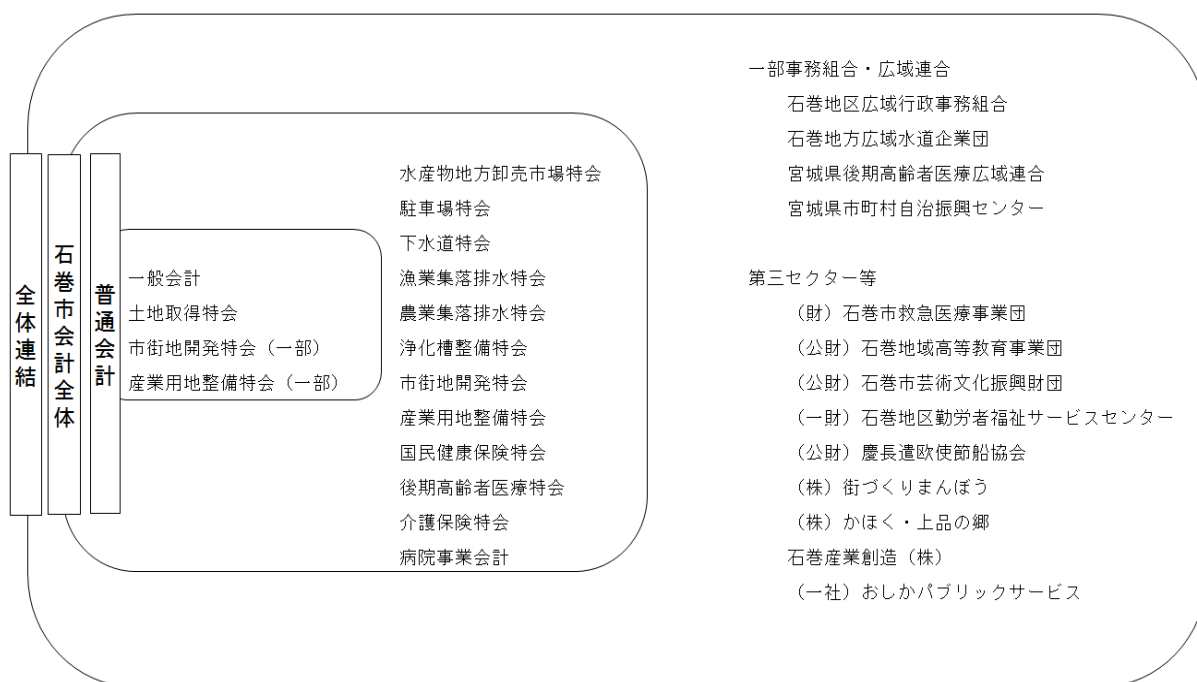
※ なお、分署の建設に伴い消防署所の管轄再編により、石巻消防署中央出張所を廃止し石巻消防署管内の救急隊1隊の増隊を見込む。

### 3 新地方公会計制度に基づく平成22年度から平成25年度分財務諸表の公表について（財務部）

平成18年に国が示した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により、各地方公共団体は、国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の財務書類4表を整備し、必要な情報の開示に取り組むこととされた。

このことについて、震災のため作成が遅れていた平成22年度以降の分を整備したため、公表するもの。

#### (1) 主な内容（財務諸表の連結範囲）



#### (2) 今後の予定

- ・ 庁議報告後、ホームページ公表予定
- ・ 以降、毎年、前年度決算に基づく財務書類4表を作成し公表

### 4 北上小学校建設基本構想・基本計画の策定について（教育委員会）

北上地区では、被災した相川小学校及び吉浜小学校に橋浦小学校を加えた3校統合により、平成25年4月に北上小学校が新設され、当面は橋浦小学校の校舎を使用することとしているが、その後北上地区の住環境の整備に合せて、にっこりサンパークに移転新築することとしている。

移転新築する当該校は、教育の場であることに加え、地域住民にとっては身近な公共施設であり、周辺に整備される公共施設との連携についても配慮する必要があることから、地域との協働も考慮するため「北上小学校建設基本構想・基本計画」を策定し、学校施設

の整備を行うこととしたもの。

(1) 主な内容

ア 施設の概要

名 称	石巻市立北上小学校
場 所	石巻市北上町十三浜字小田(こだ)地内
計画学級数	学級数 8 (普通学級：6、特別支援学級：2)
施設の規模	敷 地：12,200 m <sup>2</sup>
	校 舎：3,500 m <sup>2</sup> 程度 (上限)
	体育館：900 m <sup>2</sup> 程度 (上限)
	プール：700 m <sup>2</sup> 程度 (上限)

イ 基本構想

- ① 基本構想の概要
- ② 上位計画・関連計画等
- ③ 小学校の現状
- ④ 計画地の概要
- ⑤ 学校づくりのコンセプト
- ⑥ 整備方針
- ⑦ 施設の有効活用のために必要な事項
- ⑧ 事業スケジュール

ウ 基本計画

- ① 基本計画の概要
- ② 施設規模
- ③ 配置計画
- ④ 諸室計画
- ⑤ 構造計画
- ⑥ 設備計画
- ⑦ 防災安全計画

(2) 今後の予定

地区の住環境の整備状況や、周辺に建設される公共施設の整備計画を考慮しながら、適切な時期に設計及び建築工事等の必要な事業を行う。

[その他]

1 集中復興期間の総括と28年度以降の復興事業のあり方について（復興政策部）

復興政策部より、5月12日（火）に復興庁が発表した「集中復興期間の総括と平成28年度以降の復興事業のあり方」について説明があった。

2 仙石線・仙石東北ライン開通記念事業について（復興政策部）

復興政策部より、5月30日（土）に行われる仙石線・仙石東北ライン開通記念イベントについて、周知するとともに、人員確保の協力要請があった。

以上